

ほけんだより

1

令和7年1月9日
十日町市立田沢小学校
保健室

出席停止の感染症の取扱いについて

十日町市教育委員会からの指示のもと、『第三種感染症』の対応を3学期より変更いたします。今まで第三種感染症も、登校許可証明書の提出をお願いしていましたが、3学期より医師の口頭の指示のみで登校が可能となりましたので、登校許可証明書は提出不要とします。また、他の感染症も合わせて、今一度対応のご確認をお願いいたします。

対応については以下の3通りです。

- ①出席停止の基準を満たし、保護者が記入する療養解除届が必要
- ②出席停止の基準を満たし、医師が記入する登校許可証明書が必要
- ③医師の口頭の指示のみで登校可能、登校許可証明書は必要なし

【学校保健安全法に示されている出席停止の基準】 令和5年5月8日

対応		疾病名	出席停止の基準	必要な書類
①	第二種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	療養解除届 (保護者が記入)
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	療養解除届 (保護者が記入)

対応		疾病名	出席停止の基準	必要な書類
②	第二種	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	登校許可証明書 (医療機関が記入)
		流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ全身症状が良好になるまで	登校許可証明書 (医療機関が記入)
		風しん	発しんが消失するまで	登校許可証明書 (医療機関が記入)
		水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	登校許可証明書 (医療機関が記入)
		咽頭結膜熱（プール熱）	発熱，咽頭炎，結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	登校許可証明書 (医療機関が記入)
		結核，髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで	登校許可証明書 (医療機関が記入)
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	登校許可証明書 (医療機関が記入)
③	第三種	感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑（りんご病） RSウイルス感染症 带状疱疹 手足口病 単純ヘルペスウイルス感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他感染症は，必ずしも出席停止になるものではありません。 診断を受けましたら，学校に連絡していただき，確認をお願いします。	なし

お子さんからうつらないように **家庭内の感染予防 4つのポイント**



お子さんが感染症にかかり看病に追われ、治ったと思ったらご自身が倒れてしまった……そんな事態を防ぐための、家庭内でできる感染予防のポイントをお伝えします。

①. 手洗い・消毒

看病をした後は石けんで手洗いを。電気のスイッチやトイレの水洗バーなど、よく触るところの消毒も大切です。



③. 食器はよく洗う

子どもの唾液がついた食器には細菌やウイルスが。洗剤でしっかり洗います。

②. タオルを共用しない

タオルを介した感染も多いです。ペーパータオルを準備しておく◎。

④. マスクをつける

不織布マスクは子どもからの飛沫感染をある程度防げます。